

★5月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

マイナンバーカードおよび電子証明書の

有効期限切れにご注意ください！

「マイナンバーカード」と「電子証明書」には有効期限があり、期限の2カ月から3か月前を目途にお知らせ（有効期限通知書）が送付されます。お早めに更新の手続きしましょう！

マイナンバー カードの 有効期限

- ❁ カード発行時に18歳以上の場合：カード発行から10回目までの誕生日まで
※令和4年3月31日までに、交付申請された20歳未満にはカード発行から5回目の誕生日まで
- ❁ カード発行時に18歳未満の場合：カード発行から5回目の誕生日まで

電子証明書の 有効期限

- ❁ 年齢に関わらず、電子証明書の発行から5回目の誕生日まで

更新の手続き をしない場合

更新の手続きをせずに、有効期限満了日が属する月の末日から2カ月を経過した場合、資格確認書が事業主経由で送付されますので、従業員様へ配布をお願いします。



医療機関や薬局に行く際は

マイナ保険証か資格確認書を持参しましょう！

従来の健康保険証は令和7年12月2日以降、使用することができなくなりました。
早めにマイナ保険証の切替または資格確認書を持参しましょう！

STEP 1. マイナンバーカードを申請しよう

マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、以下3つの方法で申請ができます。

1. オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
2. 郵便による申請
3. まちなかの証明写真機からの申請 ※まちなかの証明写真機は申請できるものとできないものがあります。

STEP 2. マイナンバーカードを健康保険証として使うための登録をしよう

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには登録が必要です。申請には以下3つの方法があります。

1. 顔認証付きカードリーダーからの申請
2. マイナポータルからの申請
3. セブン銀行ATMからの申請

★5月の営業土曜日は以下のとおりです。



2日(土) 休
9日(土) 営業(税務)
16日(土) 営業(税務)
23日(土) 営業(税務)
30日(土) 休

★ ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所
TEL：048-571-2231 FAX：048-570-1929
URL：<http://www.terazei.com/>



GW休業日 令和8年5月3日(日)～5月6日(水)